

学校いじめ防止基本方針

～わたしたちはいじめをしない させない 見逃さない～



中種子町立星原小学校

目 次

はじめに

1 いじめ対策の基本的な考え方

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）
- (3) いじめの認知

2 学校における施策

- (1) 学校の基本的施策
- (2) 学校の取組
- (3) いじめの防止等の対策のための組織
- (4) 行動計画及び年間計画
- (5) 重大な事態への対処
- (6) 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

3 学校の取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (3) 教職員が一丸となって取り組む学校作り
- (4) いじめの防止と早期発見
- (5) いじめへの対処
- (6) いじめの解消
- (7) 職員研修の充実
- (8) 家庭との連携
- (9) 地域との連携

4 いじめの防止等のための組織

5 行動計画および年間計画

6 重大な事態への対処

おわりに

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「学校いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的で学校・地域・家庭・その他の関係者連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国の基本方針を参照し、本校における「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

1 いじめ対策の基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・県・町・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(2) いじめの定義（法第2条より抜粋）

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象なった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(3) いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」においても行う。法第 2 条のいじめの定義にある「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級・スポーツ少年団・塾・スポーツクラブ・学童保育所等、当該児童と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にもその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等において学校はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を「心の教育推進委員会」にて速やかに報告するとともに、適切な方針について検討し、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を設置し、対応する。いじめの中には、触法行為や犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に児童相談所や警察に相談することが必要なものや児童の生命・身体・財産に重大な被害が生じるような直ちに児童相談所や警察に通告または通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向を考慮したうえで、早期に児童相談所や警察に相談や通告または通報し、児童相談所や警察と連携した対応をとることが必要である。

2 学校における施策

(1) 学校の基本的施策

学校の基本的施策として、①道徳的教育及び体験活動等の充実、②早期発見のための組織、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等の施策に取り組むこととする。

また、個別のいじめへの対処については、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援、③いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言等の措置を行うこととする。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められたときには警察と連携して対処するものとする。

(2) 学校の取組

学校は、いじめ防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる（詳細は3に記載）。

(3) いじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校におけるいじめの防止や早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、その中心的な役割を担う常設の組織「いじめ防止対策委員会」をおくこととする（詳細は4に記載）。

(4) 行動計画および年間計画

学校におけるいじめ防止や早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実用的に行うため、行動計画及び年間計画を作成、推進することとする（詳細は5に記載）。

また、生徒指導主任を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

(5) 重大事態への対処

重大事態（法第28条）への対処については、事実関係を明確にするための調査や町教育委員会への報告等、法や国の方針に基づいた対処を行うこととする。

(6) 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを生徒指導主任を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめの防止のための取組・早期発見・いじめ事案への対処の在り方・教育相談体制・校内研修に係る内容を「いじめ防止基本方針」として策定する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

常設の「いじめ防止対策委員会」を置き、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加え、実効的ないじめの防止等に取り組む。

また、特定の教職員で問題を抱え込まず組織的に対応できるよう教職員同士の日常的なつながりや同僚性の向上を図る。

(3) 教職員が一丸となって取り組む学校作り

ア いじめを許さない、見逃さない雰囲気作りと連帯意識を高める指導の推進

全教職員が共通理解と共通実践のもと、それぞれの指導場面で好機を逸せず毅然とした態度で指導し、いじめを許さない、見逃さない雰囲気作りと連帯意識を高める指導を推進する。

イ 児童が達成感をもち、主体的に学習に取り組む姿を目指した授業の創造

児童に達成感を味わわせ、主体的に学習に取り組める授業の工夫改善に取り組みわかる授業・できる授業を通して「自己存在感」、「共感的人間関係」、「自己決定感」を育む。

ウ 道徳教育や特別活動の充実

道徳教育を充実させ、「正義」、「思いやり」、「生命の尊さ」などの心情を育む。

また、特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、正しく対処する力」や「豊かな人間関係を育む力」を育成する。

エ 互いに認め合える温かい人間関係の育成

全校での活動や複式学級での様々な活動を通して、異学年との交流を通した集団作りの中で、一人一人の違いを認め合える、温かい人間関係の育成に努める。

オ 児童との信頼関係作り

児童が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係作りに努める。

カ 児童による「愛敬」の心を育む活動の展開

道徳科の授業はもとより、学級活動や児童会活動等において、児童自らがいじめの問題について考え議論する活動や一人一人を大切にし、集団生活における温かい人間関係が育めるよう、いじめ問題を考える週間や校内人権週間を活用するなどして児童による主体的な活動の場を設定し、適切な指導助言を行う。

(4) いじめの防止と早期発見

ア 些細な変化を見逃さないように授業時間以外においても、全教職員が挨拶や声かけを積極的に行うなど、児童とのふれあいに努める。

イ 児童へのアンケートの実施

アンケートを毎月実施し、いじめをはじめとする児童の悩みや訴えを早期に把握する。また、アンケートの調査項目、実施時期、実施方法などを工夫し、的確な把握に努める（心のアンケート月1回、いじめアンケート学期1回、学校楽しいーと学期1回）。

ウ 教育相談の実施

教育相談を定期的に実施し、児童の心情に寄り添い、いじめをはじめとする悩みや課題を共感的に理解するように努める。また、担任だけでなく多くの教職員が関わっていけるよう教職員の連携を密にし、教育相談の工夫を行う。

エ 情報交換等の実施

全教職員が児童の些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう定期的に心の教育推進委員会を行い、組織的に指導、支援を行う。また、全ての教職員が児童のことをよく知り共通理解を図るために、児童や教師の学級作りの悩みが出し合える職員間の雰囲気作りに努める。

(5) いじめへの対処

ア 全教職員による情報共有

日頃から報告・連絡・相談・確認・記録を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備する。

イ 組織的な対応

いじめが疑われる事案に気づいた際は、担任や特定の教職員が一人で対応しようとせず、直ちに事案に係る情報の全てを心の教育推進委員会に報告するとともに、委員会で速やかに方針を決定し、組織的に対応する。

ウ スクールソーシャルワーカーや各関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町教育委員会、各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組む。

エ 重大事態への対処

重大事態への対処については、事実関係を明確にするための調査や町教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づいた対処を行う。

(6) いじめの解消

国のいじめ防止基本方針にもあるように、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」であるかどうかは、少なくとも次の2つの要件が満たされているかどうかを確認することにより判断する。

- 1 いじめが及んでいない状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。
- 2 いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人及び保護者に対し、面談等により確認できていること。

なお、いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分に有り得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童に日常的に注意深く見守る。

(7) 職員研修の充実

ア 指導力の向上

児童や保護者、地域から信頼される教師を目指し、県や町が主催する研修会に参加するなど自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図る。

イ 校内研修の充実

児童や保護者の思いや気持ちを受け止め、十分に理解するための教育相談や生徒指導の研修、いじめの定義の周知徹底をはじめといじめに関する職員研修を実施する。

(8) 家庭との連携

ア 保護者と学校が一体となった学校作り

学校の取組や児童の様子を学校便りや学級通信等で情報発信を行い、PTAと協力関係を深めて、保護者と学校が一体となった学校作りを進める。

イ いじめへの対応

保護者との連携をより密にして、児童の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力し合いながらいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

ウ PTA活動の促進

PTA活動で、生徒指導に関する研修会への参加、保護者アンケートや教育相談を実施するなど教職員と保護者が児童の様々な課題（インターネットを通じて行われるいじめを含む。）等に対して、共通理解をもてるよう取り組む。

(9) 地域との連携

ア 学校関係者評価委員会との連携

校長が、学校運営全般について意見を聞くことができる学校関係者評価委員会において、いじめ対策にかかる取組状況について積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど学校の取組内容を確認する。

イ 地域への働きかけ

いじめ等問題対策協議会で協議したり、学校の取組や児童の様子を学校便りや学級通信、ブログ等で積極的に地域へ情報発信を行ったりして、児童に関する課題について、理解と協力を求める。

4 いじめの防止等の対策のための組織

〈心の教育推進員会〉

■構成

全教職員

心の教育推進委員会は児童の情報（学習・生活・家庭状況など）を共有するとともに、児童の様子を話し合い、組織的にどのように対応すればよいか検討する役割を担う。

〈いじめ防止対策委員会〉

■構成

校長、教頭、生徒指導担当主任、教育相談担当教員、SSW、SC、スーパーバイザー

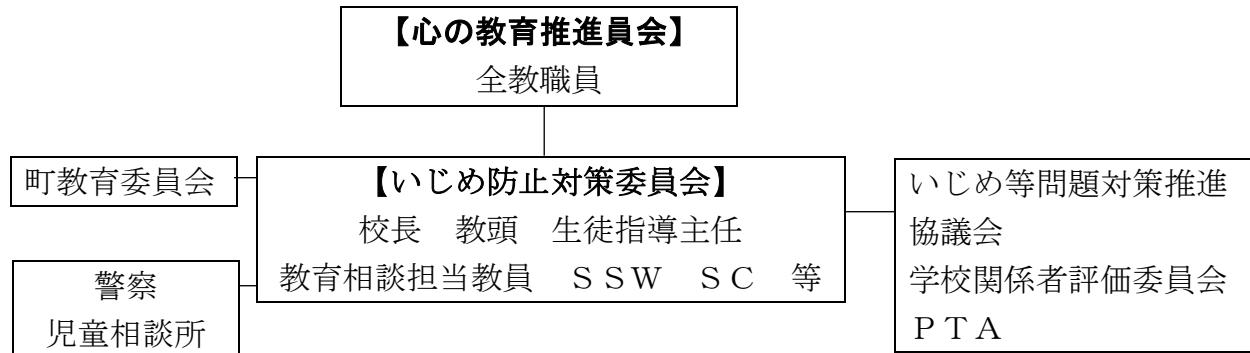
〈事案によって、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加〉

いじめ防止対策委員会は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって中心的な役割を担う。具体的には、以下の役割を担うこととする。

- 1 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中心的な役割
- 2 いじめの相談・通報の窓口としての役割
- 3 いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- 4 いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中心的な役割

また、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することとする。

〈組織図〉



5 行動計画及び年間計画

令和6年度ストップいじめ行動計画

中種子町立星原小学校

わたしたちは、いじめをしない させない 見逃さない

【教職員】

☆いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます。

○いじめは絶対許さないという毅然とした姿勢を示します。

○一人一人が自己存在感を感じられる温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学校作りに努めます。

○自信とやる気を引き出す授業に努めます。

☆未然防止と早期発見に努めます。

○日常から何でも安心して話すことのできる信頼関係と雰囲気を作ります。

○全職員で情報交換を密に行い、情報を共有し、小さなサインを見落とさないように全員で児童の観察に当たります。

○定期的な個人面談やアンケートを毎月実施します。

☆職員研修の充実を図ります。

○人間的魅力や指導力を身につけて、児童・保護者・地域から信頼されるよう努力します。

○「チェックポイント」等を参考にして、いじめを見抜く感性を磨きます。

○事例研修やロールプレイ等を活用した研修を行います。

☆指導体制の強化に努めます。

○いじめに関する情報を入手したら、すぐにいじめ防止対策委員会を設置し、全職員で対応にあたります。

○日々全教職員共通理解のもと、小さなことでも見逃さない・許さない指導を行います。

○関係機関・相談機関との連携を図り、児童の指導・援助をより効果的に進められるようにします。

☆説明責任を果たします。

○児童・保護者からの声に誠実に応え、解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がけます。

○加害・被害の保護者には事実を報告し、指導と解決に向けた理解と協力を求めます。

児童



保護者



☆いじめのない楽しい学校をつくります。

○自分がされていやなことは相手にしません。

○いやなことははっきり「いや。」、と言います。

○いじめられている人がいたら、助けてあげたり、先生に知らせたりします。

○何が正しいかを自分で考え判断し、正しい行動をします。

☆学級活動などに意欲的に取り組みます。

○みんなで決めたことはみんなで守ります。

○自分たちでいじめのない楽しい学校にできるよう にがんばります。

○代表委員会や学級活動ではみんなのことを考えて話し合いや活動をします。

☆先生や保護者の話を素直に聞きます。

○知っていることは正直に話します。

○注意されたら素直に聞きます。

☆子どもを見守り、向き合います。

○子どもの様子に気を配ります。

○子どもへの声かけを増やします。

○授業参観などに積極的に参加します。

☆PTA活動を推進します。

○いじめや子育ての研修をします。

○あいさつ運動に取り組みます。

○「一家庭一家訓」運動を展開します。

☆学校と協力し解決にあたります。

○子どもの話をしっかりと聴きます。

○学校と話しながら、解決の方法を考えます。

○子どもに、何がしてはいけないことをしっかりと指導します。

「ストップいじめ年間計画」

中種子町立星原小学校

月	教職員・児童の取組や活動	PTA・地域の取組や活動
4月	<input type="checkbox"/> 情報交換。指導要録の引き継ぎ,いじめ対応マニュアルの確認,いじめ対策に関する共通理解 【職員会議】 <input type="radio"/> 学級開き,人間関係づくり,学級のルールづくり 【学級活動】 <input type="checkbox"/> 保護者からの情報収集と意見集約【家庭訪問】 <input type="checkbox"/> 心のアンケート(全児童) <input type="checkbox"/> いじめ問題を考える週間	<input type="triangle"/> いじめ対策についての協議 【役員会】 <input type="triangle"/> 一家庭一家訓の内容について 【PTA】 <input type="triangle"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【PTA 総会・学級 PTA】
5月	<input type="checkbox"/> いじめ対策に関する研修【校内研修】 <input type="checkbox"/> 心のアンケート(全児童)	
6月	<input type="checkbox"/> 人権集会 <input type="checkbox"/> 教育相談(希望者) <input type="checkbox"/> いじめアンケート(全児童)	<input type="triangle"/> 第1回中種子町青少年健全育成全体協議会
7月	<input type="checkbox"/> 学校楽しいーと実施(全児童)	<input type="triangle"/> 校区いじめ等問題対策推進協議会
9月	<input type="checkbox"/> いじめ問題を考える週間 <input type="checkbox"/> 道徳一斉授業参観 <input type="checkbox"/> 心のアンケート(全児童)	
10月	<input type="checkbox"/> 心のアンケート(全児童)	
11月	<input type="checkbox"/> 教育相談(全保護者) <input type="checkbox"/> いじめアンケート(全児童)	<input type="triangle"/> 第2回中種子町青少年健全育成全体協議会
12月	<input type="checkbox"/> 人権集会 <input type="checkbox"/> 学校楽しいーと実施(全児童)	
1月	<input type="checkbox"/> 心のアンケート(全児童)	
2月	<input type="checkbox"/> いじめアンケート(全児童) <input type="checkbox"/> 教育相談(希望者)	<input type="triangle"/> 第3回中種子町青少年健全育成全体協議会
3月	<input type="checkbox"/> 学校楽しいーと実施(全児童) <input type="checkbox"/> 情報交換,指導要録の引き継ぎ【小中連絡会】	
年 間 を 通 し て	<input type="checkbox"/> 一人ひとりが自己存在感を得られる温かい人間関係づくり,安心できる心の居場所としての学校づくり <input type="checkbox"/> 心の教育推進委員会 <input type="radio"/> いじめを許さない学級づくり【学級活動】	<input type="triangle"/> PTA活動や学校行事への参加・参観の啓発

6 重大な事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿って、適切に対応します。

重大事態とは（法第28条第1項）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

学校は、重大事態が発生した場合には、中種子町教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、中種子町長に報告する。また、重大事態に係る調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及び保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

おわりに

いじめを防止するためには児童に関わる全ての人がいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、児童自身も安心して暮らすことができる豊かな社会や集団を築く一員であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。かけがえのない存在である児童の健やかな成長を支援するために全員が協力していく必要がある。